



## S マーク不適合事例集

### ① 部品の削除

製品名	電気掃除機
<p>○不適合内容 電源から電源プラグを取り外した後、1秒経過後の電圧が88Vであった。</p> <p>○基準 J60335-1 1秒後、34V以下でなければならない</p> <p>○原因 <u>この基準を満たすべく取り付けられていた部品（放電抵抗、コンデンサ）が削除されていた。</u></p> <p>○注意事項 <u>部品の削除が性能に関係しなくても安全に関係する場合があります。部品の削除にあたっては、勝手に削除しないで、事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u> <u>部品の変更、追加または取り付け位置の変更、プリント基板パターンの変更についても事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u></p>	



## S マーク不適合事例集

### ② 定格銘板 (表示) の変更

製品名	電気炊飯器
<p>○不適合内容 内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示が要求されている がなかった。</p> <p>○基準 別表第八 内容器と器体との間には水を入れないで使用する旨の表示が必要。</p> <p>○原因 認証時、該当の注意事項が定格銘板についていたが、輸入事業者がデザインを 変更し、製造者は確認せずにそれを貼付していた。</p> <p>○注意事項 定格銘板には、基準で要求されている内容が多く表示されています。定格銘板 の変更 (デザイン、表示内容、銘板材質の変更等) については、事前に認証機 関に問い合わせして下さい。</p>	



## S マーク不適合事例集

### ③ プリント基板パターンの変更

製品名	シュレッダー
<p>○不適合内容 極性の異なる充電部間（パターン間）の空間距離が、規定値（2.5mm）を満たさない。</p> <p>○基準 別表第八 極性の異なる充電部間で空間距離の規定値（2.5mm）を保持しなければならない。</p> <p>○原因 認証時以降、プリント基板のパターンが変更されていた。</p> <p>○注意事項 <u>プリント基板のパターン間に基準で空間距離が要求されている箇所があります、プリント基板のパターン変更に関しても、事前に認証機関に問い合わせして下さい。</u></p>	



## 不適合事例集

### ④ 製造上の工程変更

製品名	電気ひざ掛け
<p>○不適合内容 極性の異なる充電部間（電子部品のリード線）の空間距離が、規定値（2.5mm）を満たさない。</p> <p>○基準 別表第八 極性の異なる充電部間で空間距離の規定値（2.5mm）を保持しなければならない。</p> <p>○原因 認証時にはプリント基板に半田付けされている部品のリード線が適切にカットされていたが、工程変更によりリード線がカットされなくなった結果絶縁距離が不足した。</p> <p>○注意事項 <u>プリント基板上の部品端子間にも基準で空間距離が要求される場合があります、上記のような製造工程の変更にはご注意ください。</u></p>	



## 不適合事例集

### ⑤ 部品の削除及び内部配線の状態変更

製品名	電気冷蔵庫
<p>○不適合内容 雑音端子電圧の測定において、周波数が0.35～5MHzの範囲で基準値(56dB以下)を満たさない。</p> <p>○基準 別表第十二(J55014-1) 雑音端子電圧は、周波数が0.5～5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては56dB以下、平均値にあつては46dB以下であること。</p> <p>○原因 電源電線に取り付けられていたクランプコアが削除されており、かつ、内部配線の引き回しが変わっていた。</p> <p>○注意事項 <u>雑音の測定にあつては、内部配線の引き回しの状態によつても結果に影響を与えるおそれがあるのでご注意ください。</u></p>	



## 不適合事例集

### ⑥ 部品の欠落

製品名	電気冷蔵庫
<p>○不適合内容 アース端子用ネジが欠落し、アース線が接続できない状態となっていた。</p> <p>○基準 別表第十二 (J60335-1) クラス0 I 機器は、保護接地端子を外郭の見やすい位置に配置するか、又は接地用口出線を設けなければならない。</p> <p>○原因 交代した製造工程の要員が、アース端子用ネジの取り付けを失念した。</p> <p>○注意事項 製造工程の要員変更にはご注意ください。重要部品の欠落を防止するには、部品の有無を確認する検査票が有効です。</p>	